

令和元年度 第5回 糸満市立認定こども園在り方検討委員会  
会議結果

開催日時：令和元年2月17日

午後3時～午後6時30分

開催場所：糸満市役所5階 5-d会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 糸満市立認定こども園在り方計画書（素案）に係る地域及び保護者説明会の意見概要について

(2) 糸満市立認定こども園在り方計画書（素案）に係るパブリックコメントの公表結果について

■事務局より資料説明（資料2、3）

委員長：ご意見ご質問等ございましたら、発言をお願いします。

委員：説明会の意見とパブリックコメントでは、時期が早すぎるという市民の声が多いです。そこにどう答えるのかということと、了承してほしいのであれば、なぜ説明が遅くなったのかと言われた時にどう答えるのか。法人に委託して法人に頑張ってもらいましょうという声がないですね。なぜここまで公立なのか、全て法人化すると保育の質に不安を持ってしまうのか、ここでご回答担当者が研修を密にしていきますとか、これまでとは違う体制でアドバイザー養成もやりますということですが、公私の差がないように確保していきますという説明に納得が得られるのかどうか、信頼度はどの程度なのだろうと思います。そして人口は都市部が多いのですが、糸満市の中心地に住んだら私立しか選択肢がなくなりますよね。県外は既にモデル園が法人さんとしてもいくつかあります。糸満市はこれからつくっていくわけですね。いずれは法人に委ねざるえない糸満市の状況であることを予想しつつも、1園保留にして、不安を払拭するためにも1年間徹底して公私合同で質に向う研修を行うなどしていけば、市民は評価してくださるのではないかと思います。今結論を出してしまうと、市民は強引だと受け取ってしまうのではと思います。説明会でのご意見にも「最終的にそういった意見等を反映させ計画書を作成し、市長へ報告するかたちになる」と対応していると書かれていますが、そこの整合性をどう思っているのでしょうか。行政と市民の信頼が大切なので信頼が得られなければならないと思います。

事務局：期間については最短で令和3年4月ということで、その期間が1年ほどしかないということで、もう少し開けてほしいと先日糸満南こども園の保護者会から陳情があがっています。移行そのものには反対ではありませんが、時期をずらしてほしいというのが保護者の考え方かなと捉えております。

委員：その保護者のお子さんが卒園するまでは延ばしてほしいということですよ。

事務局：はい。そういう意味であと2年間延ばしてほしいということで、保護者会からは今いる子ども達をどうにかしてほしいということです。それとは別に保育の関係者と思いますが、公立こども園を残してほしいという陳情が今日あがっています。時期的に短いという意見は、確かに保護者の心配している部分だと思います。我々としてはできるだけ早く解決するよう強引に最短で見せてしまっている部分もあると思うので、そのへんのすり合わせは必要だと考えています。時期の話については上にしっかり報告をして検討していきたいと思えます。反対のご意見ばかりということについては、実際に糸満南こども園の説明会での反対がほとんどで、西崎については既に3歳以上も預かれる状態にしているので、反対は一切ありません。ただ、糸満南こども園は公私連携という話が来たので保護者が反対されています。役所での説明会の信頼が得られているのかどうかについては、我々も信頼を得られるよう努力していきますとしか言えないです。都市部についてですが、光洋こども園を2年前から運営して、園そのものの運営について問題があるというご意見は保護者から全くあがりません。民設民営と違って公私連携なので、公の果たしていた役割も果たさないといけないということも把握していただいて協力的であると認識しております。ただ、西崎の場合、西崎こども園、光洋こども園は500メートルほど離れたところに学校があって、お互いが見えているので不安がそこまでないのかなと。少し離れた糸満南は光洋の情報も入ってこないと思うので、不安を持っているのかなと感じています。1園を保留というのは、都市部で1園保留にできないかということです。それをするためには西崎の大規模改修を行わなければ移行するわけにはいかないという状況なので、その判断だと西崎が保留されるのかなと。

委員：兼城は新築だから譲れないというのが回答の中にありますよね。西崎もいずれ改築ということですか？

事務局：西崎は大規模改修になります。兼城の場合はもともと保育園だったので、0～4歳の施設です。

委員：つまり市のお金を投資してきれいにしてから公募を呼びかけるわけですね。そこもお金のあるところが手をあげるはずなので、そこに改築させてはどうですか？

事務局：市の所有物なので、所有者がやらなければなりません。

委員：評価についてですが、今まで弱かったのかなと感じます。これまでに認可した園が公

立との差が出てきて、たくさん良い園がある中でそうではない園を把握していたのかと思います。苦情はないけど保育の質に課題を持っている園など特に気になっている園へどうしてこ入れをしたのか、評価をどうしたからそうなったかというところを問われた時の回答は、質問者が納得されたのかなと。今後研修を組んでいく中で、一斉に同じ研修をしても園差や個人差もありますので、将来民営に移行するのであれば何が弱いのか、知識理解なのか体験理解なのか、専門性としての資質なのか色々あるわけです。質問されている内容もとても重要なものもあります。

委員長：保護者からも結構意見が出ていますので、保護者がこれを読んでみてどのようにしてほしいなどありますか？

委員：兼城こども園が改築の際に移転をするという話が2～3年前にあったと思うのですが、座波保育所が改築になるから園児を幼稚園跡地に移動するとなった時の話し合いの流れに似ているなど感じます。10月に入園申し込みが始まりますが、申し込みが終わって決定した後に保育の場所が移動になると言われても、選択肢が残っている時に情報が欲しかったと保護者説明会で苦情が上がりました。その時と似ていて入園児に大きく影響を受ける事案なのにこのタイミングでされても困りますよね。こういう計画がありますという情報を受けて入園の申込みとかそういう期間を迎えたかったです。情報開示のタイミングがすごく悪かったのかなと思います。

事務局：公表したのが1月以降でした。

委員：その時にはだいたい決まっています。そこから他の幼稚園に行くといっても選択肢はなくなっていますよね。そこで言われてもという反発がすごく大きかったと思います。

事務局：そういう意味で2年ずらしてほしいという意見かなと認識しております。来年は今年より職員が減って、そういう中で西崎の3歳を開くので職員の負担が増えるのは確実の状況です。職員の負担が増えるということは質の向上にブレーキがかかる可能性があります。それでも西崎の3歳を預かれない状況を解消しなければならない現状があって、それで令和3年4月と出しました。確かに早すぎるかもしれませんが、ずらしたことによってもう一度そういう判断せざる得ない実態が起こらないようにしたいというのがあって、場合によっては政策判断の中で1年ずらす話はあるかもしれません。これについては上の判断になります。我々の案としては最短の案で出しています。

事務局：政策的に3～5歳のこども園にして保育をやりましょうというのが保育にとっては一番良いということでこども園にしてきました。待機児童を少なくしたいので施設を増やしてきましたが、保育士が不足している現状が出てきて今のまま続けたら指導や評価、研修が十分にできない状況が続いてしまいます。そうなるとどこかクラスを一つ減らさなければ研修をする時間的余裕がなくなってしまうので、ではどちらを選択す

るかという話になると、市としてのベストは集約して研修をした方が良いだろうと結論が出ています。ただ、今回保護者のご意見を受けて2年は延ばしましょうとなった時にどこかクラス減らしましょうという話にならざるを得ないかと。そうになると待機が増えるかもしれません。西崎が3歳児クラスを減らしてその人達が待機になっているので、他の園も同じような状況になるのは施策として良くないのではないかと。待機児童も減らして質も向上することを最短で充実させるためにはどうしたら良いかという話のもとで今回の計画が立っているということを理解していただきたいです。ただ、その説明が不十分だったので、あと1年かけて保護者に納得してほしいということについては行っていきたいと思っております。

委員長：糸満南こども園の説明会に参加された方の率直なご意見があればお聞きしたいです。

委員：在園児と、状況を知らずに申し込んで今度入ってくる子どもの保障のために、卒園するまでは公立のままでという保護者の意見から、そういう意味で2年延ばすということだと保護者会長からご説明がありましたが、新3歳児と保護者の方たちのことも考えてほしいです。説明会で、「新3歳児の保護者は直に自分の子どもに不安を抱いていることから、新3歳児の入園が決まっているところでそこを知らないというのはとても大きな問題だと思います」というご意見に対して「皆さんの意見も在り方検討委員会で検討し、市長に報告します。」と事務局側はお返事されていたので、この件に関してはこの場でもっと話し合いをしていただきたいと感じました。役所で1回目の説明会が行われた時の質問かと思いますが、「在り方検討委員会の内容について公開しますか？」という質問に対して「最終報告をします」とお返事されていますが、これは決まったことの報告でしょうか？私がこの質問を聞いていた時に「議事録等も開示してもらえますか？」という質問もされていたと思うのですが、議事録の開示も可能でしょうか？

事務局：この委員会は萎縮することがないように、自由な意見を出してもらうために結果は報告しますが、会が終わるまでは議事録は出しません。議事録を途中で出してその方が特定され、周りから色々と言われることがないように、終わるまでは出したくないです。そのへんは配慮しながら情報公開について考えていきたいと思っております。

委員：法人のモデル園で法人の保育や要領に合わせた保育を行っていますということを周知して、保護者の不安を解消する時間的な部分が必要と話がありましたよね。そういうことをする度に、クラスを減らさないといけない状況になることも了解してもらえますか？糸満南こども園の次の3歳児が開園できない、待機になってしまう状況が生まれたとしても、もっと保護者の不安を解消して質を上げてから保育をした方が良いと思います。どちらを選ぶかとなったときの選択肢はありますか？

委員：現場としては、クラスをたたむことはしてはいけないことだと思うので、現場教諭で頑張っていけないといけないと思っています。西崎が3歳児を受け入れできていませ

んが次年度やっていただけるとのことなので、それに対しては私達も賛成です。説明会に、課で配られた資料の中に、保育教諭のヒアリングであがっていた現状と課題の声の中に、持ち帰り残業が常態化している。お昼ごはんもろくに食べられない状態。とあって、最初にこの資料を職員に配ったら驚いていて、うちの園とは現状が当てはまりませんでした。それが現状で、大半の先生方がそう思っているのなら、若い先生方の意見も取り入れながら良い方向に進めていくことが大事だよということ、公立全園の園長先生方にも声をかけ、保育教諭の声を再度聞き取りました。確かに資料に載っている声も実際に出ましたが、少人数でした。ヒアリングした時期はこども園に移行したばかりで現場がとにかく忙しかったので、そういう声が大きかったのかなと思います。少人数ではありますが、今回資料の内容のように大変ですよという声が実際にあがった園は0～5歳児の職員数の多い園で、3～5歳の園の先生方からはもしかすると0～2歳までの先生方の大変さがたくさんあるのかなという意見もあがりました。お昼ご飯もろくに食べられないという声は0～1歳児担当ならどうかと。対応すべきだと思います。前の会議でもお話をさせてもらいましたが、教育委員会の指導主事から市内の認可園、公立園を巡回させてもらって公立は人がたくさんいるのに何をしているのと。子どもの主体性を育てなければいけないのに周りにいる大人がやっちゃっているところがあるので育ちをどう捉えているの、子どもたちをどう育てたいのと。認可園では少ない先生方で上手に関わっているとあります。私もそこは同じように感じているところがあり、移行前の公立幼稚園でやっていた幼児教育のところにもまた戻していく。私達はあの時にやっていた保育に戻っていかないといけないという質のところ今、すごい葛藤があります。保育教諭に加えて、ヘルパーさんや短時間の先生方と色々な働き方の職員がシフト勤務になって時間差で入れ替わります。その中で、子どもの今日の様子を明日につないでいくための話し合いの時間のつくり方のより良い方法ってどうしたらいいのか試行錯誤しながらもなかなか時間の確保ができない状況が去年までは続いていました。そういう時期を経て今、やっぱり思うことは、人を多くすれば質が上がるとか、教育・保育ができるのではない、単にそれだけが理由ではないねと私たちは考えています。若い先生も中堅の先生も研修に積極的に参加して自分を高めようと頑張っています。大変だけど後しばらく皆で頑張っ乗り越えていこうね。若い先生方を育てながらお互い力をつけて、自信を持ってしっかり自分のクラスを自分で見れる経営できるようになることが保育の質につながる。今が踏ん張りどころだねという話も出ています。

委員長：今日は最後になりますので意見書をまとめなければなりません。これまで4回の議論をして保護者の意見とパブリックコメントもありました。私達は責任として意見書の中にしっかりと織り込められているかというのが今日の大事な視点かなと思います。

委員：公立の施設が将来糸満市にとってどういう施設に向かっていくというのを議論すべきだと思います。糸満南こども園の説明会でも民間園を下げる感じの発言があったのがっかりしたのですが、間違っている価値観や、情報も古いなと思いました。そうい

った既成概念を外した方が良いとおもいます。また、こども園はどうあるべきというのは糸満市の子育てに関してどうあるべきか、公立と民間園とどうバランスを取っていくのかというところで話し合いを進めた方が良いと思います。将来的に公立は何園になるのか、あるのかないのか、そういう単純な議論から始めた方が良いと思いますし、子育て施設も社会や地域の中の一つであるということで地域の結びつきや施設が繋がってきますので、今までのように閉鎖的な場所ではないということです。保護者からの公から民への不安については、民間から民間だろうが公立から民間だろうが絶対にできるとしっかり説明したとしても反対は出てきます。そんな議論の中で、糸満南こども園の説明の時に、良い悪いの議論だけではなくて、どうすれば良い移行ができるかという話をしている保護者がいらっしやいました。例えば決まった施設には半年くらい前から先生を派遣してもらって移行を進めたら良いのではないかとか、前向きな議論をするべきだと思います。今やっているのは公立が良い民間が良いという議論であって、子どもの話をしているのか、何の話をしているのかなど。公立は公立の意見があると思いますが、私からすると公立、民間関係ないです、糸満市はしっかり子育てをやっていることを示せたら良いのではないですかということです。今言った保育内容、このクオリティに関しては頑張るしかないというのは皆一緒に、勉強していくのも皆一緒なので、公立と民間が手を取ってお互いに切磋琢磨してやらないと糸満市全体は上がらないと思います。

委員長：（１）と（２）についての質疑は以上になります。ここで休憩を入れます。

～休憩～

委員長：再開します。（３）糸満市立認定こども園在り方計画書（最終案）について、（４）糸満市立認定こども園在り方に関する報告書及び意見書について、事務局より説明をお願いします。

（３）糸満市立認定こども園在り方計画書（最終案）について

（４）糸満市立認定こども園在り方に関する報告書及び意見書について

■事務局より資料説明（資料４、５）

委員長：説明を受けましたが、ご意見等ありましたらお願いします。

委員：公私連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園とありますが、これは幼保連携型認定こども園なのかという議論ですか？

事務局：幼保連携型になりますが、プラス公私連携型になります。

委員：公私連携型は退職金共済制度の掛け金が３倍くらいするそうです。幼保連携型認定こども園もその対象と国はしていますが、公私連携型とつけることによって、現在は対象から外れてかけが３倍くらいになっているそうです。

事務局：福祉医療機構の退職手当共済事業ですね。これは福祉施設などにお勤めの職員に対する制度です。今のお話は退職金のお話ということでよろしいでしょうか。

委員：はい。幼保連携型認定こども園と頭がつかないものは普通の民間のこども園や保育園等と同じような掛け金になりますが、公私連携型とつく対象ではないというのもそこも明確ではないですよ。

委員：退職金制度が公と民では違うので、それを移行する場合で上がっているかもしれないですね。公の退職金制度は高いので、それを民が移行した時はそれでも確保のために掛け金が高くなる可能性はあるかもしれないです。

委員：公私連携も運営自体は民間でという話ですよ。

事務局：はい。もしかしたらそこにいる職員がそのままその制度を使って、民の職員として残る場合は3倍というのであれば分からなくはないですが。

委員長：教職員も3階だてだったのですが、これが2階だてになった時に3階だての部分は個人で毎月積み立てて実際はそんなに変わらないものかなと思ったのですが。

事務局：おそらく公の仕組みになっていて負担金も大きいけどもらえる部分も大きいという話だと思います。この件に関してはまだ把握していないので調べておきたいと思えます。

委員：今回糸満市がつくるのは、公私連携園として移行する話になっています。

委員：正式名称で「公私連携型」というのを別の表現でできないですか？

事務局：公私連携型というのは法律事項なので、通常の民設民営との違いはやはり公立で公私連携という制度があって縛りをかけているというところがあります。

委員：幼保連携型認定こども園の認定書を国からもらえますよね。それにはどう書かれているのかなと。公私連携型、幼保連携型と書かれているのでしょうか。

事務局：多分そのように書かれていると思います。確認してみます。

委員：補助金をもらうわけではないので、幼保連携型こども園としての指導監督みたいなかたちの書き方で、可能であれば言葉を変えることは可能です。

委員：ここは公私連携をしますという文言だけで良いのではないかと。表には内容は変わらないので、公私連携のというのがついたりつかなかったり、内容が公私連携するのですが、幼保連携型認定こども園だったら問題なく退職金を使うと思うのですが。

事務局：認可証は県が出すので、我々が表現を変えるということではできません。

委員：これは在り方検討の意見書なので、今問題になっている法律と法人の色々な保護者の

不安要素という言葉を考えて、公私連携とやるとそれが全面に出ているようなかたちになるので、幼保連携型こども園の在り方というかたちの指導監督と変えられるのであれば変えても良いのかなと。

事務局：公私連携は、幼保連携型は当然指導監督というのも県がやっているかと思いますが、公私連携は自治体との間に協定を結んで、それに対する確認をしないといけないという義務がありますので、そのへんは連携が強い部分だと我々は認識しております。

委員：公立がしっかりと運営をできるように指導監督、公私連携を市がやるということで、これがちゃんとうまくいくのかなと思います。保・幼・小の連携も7年やっていますが、うまくいっていない地域がまだあるというのは今の運営の仕方に問題があるのではないかと思うのですが。

委員：ここは現場をやりながら研修を受けて指導をするというのはとても無理です。そこを現場から少し離れた担当を置いて、その人が研修をしたり公開講座の準備を手伝ったりなどそういうかたちをつくっていききたいというのが今の糸満市の要望ではありません。

委員：行政に現場の経験者で研修などしていますよね。今回公がこの都市地区で全部なくなっていく糸満市の就学前の行政の方向性を今まさに出すか出さないかということで、今までの行政組織とは違うのですか？

委員：かたちは一緒です。今は指導要領をつくるのに集中して糸満市もつくるということで時間を割いています。

委員：それをつくるのにこれだけ時間を取ってしまう糸満市であるわけです。そこから変えていかないと。

委員：指導監督のところで、市だけではなくて外部の研修の在り方も一日でやると見えない部分が出てきたりなど、何か一つ具体例を、こういうのを取り組んだ方がいいなと。もう少し検討は必要だと思います。

委員：指導監督というのが気になっていて、幼保連携型ということで教育の部分もかなりあるので、教育の部分の指導に関してはどうしてもアドバイザー的な方を置くと計画なさっているようですが、教育というところに関わる機関との連携はどうしても幼保連携型認定こども園の3、4、5歳は教育の部分があるわけですね。そのへんは考えているのかなと。教育・保育が提供されるように協定書を交わして定期的に指導監督を行っていくということですが、どういった人たちが指導監督をして、研修や事務的な人が施設等に不備がないかチェックしていくのかなと思います。公私連携の指導監督の部分の中か、別の項目でも構いませんので何か文言が入っていると教育機関と連携しながらということができないのではないかと思います。今この部分はどこかに入っていますか？



事務局：質を向上させる話についての研究的な部分を入れてほしいということによろしいでしょうか。

委員：はい。指導監督という文言がどこか定期的に市による指導監督を行っていくというところが漠然としているような感じがします。

委員長：そのあたりはこの意見書に含まれていますね。

事務局：素案自体はこのままにして、意見書というかたちで推進についての留意点を出してもらうつもりです。

委員：おそらくこの意見書を出されるときも概要のかたちでしか提示されませんよね。委員とかそういう方々でないと中身をしっかり見ることはないと思うので、意見書の中でもしっかり上の人達や市民が分かるようにどこかに教育関係というのでも検討できますかという質問です。

事務局：より質を高めていくための取り組みは大事なことだと思っています。この意見書の中ではあえてふれていない部分ではありますが、在り方計画そのものはボリュームがありますので、概要版のような中にその部分も追加して“質をより向上させるための取り組みが必要です”という感じの文言を入れていきたいと考えています。

委員：例えば説明を求められたとしたら、計画の中ではどの部分になりますか？

委員：36、37ページの保育士の資質向上やアクションプログラムの作成が先ほどの連携強化というところになると思います。

委員：指導監督、“質の確保について”という感じで意見書の中にも入れていただけたらと思います。

事務局：指導監督の部分は公私連携だけについて言っているもので、これとは別に質の向上についての項目を設けるということによろしいでしょうか。

委員：はい。アドバイザーのことも具体的な計画があるのであれば入れたほうが良いと思います。

委員：定期的な研修とか保育士の部分、公開保育のやり方などそういうのをすすめるようにということで教育・保育の質の確保というかたちで入れるといいと思います。

委員：この文言を入れて市民から質問が来た時に、担当部署はどこですか？

委員：今は教育委員会です。

委員：教育委員会は教育・保育の部分、特に教育の部分を担いますよね。こんなに話し合っている雰囲気の中で内部の編成も考えないといけないなと感じてほしいのですが、今も福祉ベースで動いていますよね。公立私立の差がないというのが前提ですが、これ

からは教育委員会が軸になっていくはずなので、この場を共有しないまま異動しましたとなったら、必死になっている認定こども園の現場を吸い上げた保育の質というのは本当に良いのかと。

委員：現在糸満市の中の役割分担としては指導要領を作成して、内容を確認するのは教育委員会で現場と話をするのは市になるので、それを踏襲していくかたちにしていきたいなと思います。

委員：看板が一つになっても保育所出身、幼稚園出身ということでなかなか安定しないので、そこをどう変えるかという課題もありますよね。中心地で全部民にというのは将来に向けて本当に困るという意見が出ています。保育の質を保証する担当部署を新設してスタート出来ますか？

委員：そこを意見書とは別で、例えば教育でキャリア教育検討協議会のようなものがありましたよね。本当は保育からキャリア教育を含めて一つで教育・保育の子ども達の質の向上を検討したり、教育・保育の質の内容を職員の質の向上も含めたうえでどういったかたちで0～18歳の子ども達の教育・保育の在り方を糸満市は考えていくし、質の向上をしていきたいと思いますというのが本当は保育の内容からアプローチカリキュラムを含めてキャリア教育につながっていくような連続した質を上げるための委員会であったりというのが本当はずっと動いていてほしいなというのはあります。

事務局：保幼小連携の連携のプログラムで実際こども園の先生方から小学校、場合によっては中学年、高学年の先生まで一緒に意見を交換する場を年に数回設けています。

委員：7年やっていますが、成果は出ていますか？

事務局：少しずつですが出ていると思います。前は1年生の先生だけがやっていればいいという話でしたが、最近はお上の先生方も参加するようになってきているということ聞いています。

委員：最近園長会にも来られていて着地点の見えないお話をされていたので、接続だけではなくて18歳までの子ども達、または指導にあたる先生方の質の向上というか在り方も皆が共通理解していけば、私達はこうあるべきなんだということとかこういう勉強をした方が良かったんだというのが全員が分かれば、保育園の先生から中学の先生とか、児童館で高校生までをみる施設の職員さんが地域でこの子達を保・幼で支えるんだというのがお互いの機関で見えていけば力を合わせてやっていけるのではないかと思います。

事務局：法人園、公立園、小学校教諭一緒になってそれぞれの支援の関係者とか新しい気付きなどそういったものを選べる場にはなっているのではないかと。

委員：これは連携の接続の部分ですか？

事務局：はい。ただ意識を改革していく部分は時間がかかると思います。

委員：教育・保育の質のところで役割分担として教育委員会が主体的に何をするみたいに、教育委員会という言葉が入るような文言にできるでしょうか。教育委員会とは連携をとっていますよという内容ですね。

事務局：意見書の中で配慮させていただきます。

委員：全部ではありませんが、目的が違う感じのところがありますが、西崎はうまくいっているのでしょうか？

委員：プログラムのなものをつくっていく時に、それだけの余裕がないとなかなか時間をとってできないと思います。そこらへんが今後中間地点に人がいればうまくできると思います。

委員：これは県の教育みたいなものでアドバイザーというかたちで、例えば委員長のような方を置いたりしてコーディネートしてやっていく市町村もあつたりしますが、糸満市はこれからですか？

委員長：糸満市は平成25年度から教育委員会が手をあげて、補助金をもらいながら継続はしているところです。教育委員会の担当と福祉部の担当の2人がいます。

委員：きちっと教育委員会と連携をとって質を担保していきますよというのがどこかに意見として入れていけたらいいと思います。

委員：私も最初から推進体制をどうなのかというのが見えないというお話をしましたが、この計画書には書けないというお話だったのですが、やはり行き着くところはそこになりますよね。質をどうやって担保するかというところを意見書に書くか、委員からの意見を書くかは別としてしっかり書くべきだと思います。

事務局：計画書は福祉委員の計画なので、ここに教育委員会の細かいことを入れることはできないと思いますが、教育委員会が主体となってここはやってほしいというのは入れることはできると思います。

委員：先ほどおっしゃっていた公的機関の連携の公的機関等はどこを指していますか？

委員：市長部局と教育委員会、県で言えば知事部局と教育委員会です。あとは教育センターなどいろいろな活動の仕方があると思います。

事務局：8ページの現状・課題で「幼児教育振興アクションプログラム」とありますが、令和元年度で作成する予定となっています。

事務局：教育委員会に確認しましたが、今年度中には完成させるということでした。

委員：それをもとに37ページがあると思うのですが、そこで研修を実施しますということ

ろと、県の定めた教育・保育要領と指針の指導監督という意味なのか、アクションプログラムやカリキュラムに対する評価はどうするのかというのがよく見えないのですが。

事務局：無関係ではないと思いますが、どちらかという子ども・子育て支援計画あたりで議論すべきなのかなと。

委員：質の確保というところでは、研修以外にもふり返りをしっかりやって利用者に伝えるという作業が必要だと思います。

委員：今はまだ評価がされていない、公表していないという指摘を受けているのでそれはやっていきたいと思います。

委員：これは今後の取り組みの計画なので、それに対してどういうかたちで市は臨むのかということを示さないと、やはり弱いのかなと。もう一点は県が教育・保育を一元化したセンター設置を予定しているということですが、教えていただきたいです。

事務局：ここは派遣できないかという通知も来ていて、センターをつくと認識しています。

委員：初年度は担当がいるというかたちでした。そのへんはもっと市町村からこういう研修のかたちをセンターのようにつくってほしいという要望は出していかないといけないかなと思いました。

事務局：指導主事の派遣のような感じです。

委員：意見書は2園を民営にするという意見書で、民営ということで確認を取ることですよね。6園から3園にして西崎と糸満南を民営にしていきますということをこの委員会です承を出すということでしょうか。

事務局：はい。

委員：その次はどこでチェックするのでしょうか。

委員：子ども・子育て会議です。

委員：子ども・子育て会議は議題ですか？報告承認ですか？

事務局：報告になる予定です。委員会で審議していますので、ここで承認したものを向こうで否定するわけにもいかないというのがあるかなと思います。

委員：そうであれば全員一致だったのか、そうではなかったのか記録を残してください。あと、例えば都市部で障がいを持ったお子さんに保育者がひとりつかなければならない状況で、民の保育者が足りずにつけることができなくなった場合、このお子さんの行き先はどこが責任を負うのでしょうか。その部分が見えないです。公だったら断れないわけですよね。

事務局：公は入園の優位性になります。3歳以上の子が障がいを持っていた場合は、入所人数を減らして、ここに保育士を充てます。

委員：法人にたくさん委託したら行政は口が出せないとありましたが、それではいけないという懸念があるので、私達はどうか共通理解すればいいのでしょうか。

事務局：法人の運営方針で意見が出しづらいと言ったのは、特徴のある教育・保育に対して公が意見を出すのは難しいということを示し上げていて、障がい児、支援児の受け入れを拒否することを認めているわけではありません。公でも民でも同じように受け入れなければいけません。ただし上乗せの部分で、例えば1人までだったら預かれるけど、2人目の時に1対1でみれる保育士がいなくなった場合、受け入れるかどうかはまた別の話で、これは公にもあります。

委員：その時に民からも受け入れが厳しいとなったとき、その子達をどこの部署で検討するのか、そこも心配させないように何かここに書けないでしょうか。

委員：選考基準を説明してはどうでしょうか。

事務局：はい。現在、糸満市が障がい児、支援児を優先して受け入れるようにしています。点数付けでかなり優先的に入所できるように調整していますが、実際にいる職員が安全に預かれる以上の数を預かるのは難しいです。そこでお待ちいただいている現実、公立も法人も関係なく現実としてあります。

委員：兄弟児よりも優先ですね。

事務局：最初は支援の必要な子を配置してからになります。

委員：本当は入園拒否ができないような体制をつくることまではやったつもりですね。なので、同等であれば障がい児を先に受け入れる。

委員：市立幼稚園の再編について、「最終的な決定においた議論の中であげられた様々な意見及び職員の配置計画等各種データについて今一度確認し、糸満市にとってより良い方向を追求した上で決定し推進すること。」の部分をもう一度確認させてください。

事務局：決定はこの場では行われませんので、ここであくまでも在り方の案として市長に意見書として報告して、その意見書をもとに様々な市民の意見などを反映したかたちで施策決定していくことになります。答申した内容に対して、パブリックコメントの中で色々な意見が出てきていて、そういったことを十分に配慮しながら施策決定してくださいということです。

委員：諮問があったのですか？

事務局：諮問がなかったので意見書になります。

委員：こちらで決まったことを子ども・子育て会議で覆すことは厳しいだろうと見通しを持っているわけですね。だとしたら、もう上に決定としていくのでしょうか。

事務局：なぜ委員会を分けているかと言うと、子ども・子育て会議はもっと深くて広い議論をする場なので、今回ここでやっているものを入れてしまうと他の議論ができる状態ではなくなります。

委員：もう少し柔軟に対応できるということですか？

事務局：先ほど2年延ばしてほしいという意見がございましたが、計画書にはこう書いていますが、政策判断でどうなるかはまた別の話だと思いますので、2年延ばすのは確実かというのは我々が答えられる話ではないです。

委員：全体を見てということなので、こども園自体は3歳～5歳を預かって教育・保育をするメリットがあるということでこども園を設置しているので、こども園を有効に運用するためには、3歳児をどうしても入れていかないといけないです。

委員：認定こども園の1号の親御さんの1号意識が園長によって違ってきて、それは基本が共通理解できていなくて、市が認定してあとは自分たちでという流し方を全体的にずっとやっているの、認定こども園とはこういうことだと行政が丁寧に指導して制度理解と運用理解をしっかりとっていないといけないと思います。

委員長：「了承」という文言はありますが、事務局はこの空気を感じてもっと頑張る部分があるでしょということですね。

委員：はい。私も同意ができる雰囲気ではなくて、今一度確認して、保留の状態で次年度この在り方検討委員会をやっていただいた上での糸満市としての公だから民だからではなくて、みんなで子ども・子育てできるような要綱をつくっていく在り方検討委員会だと思っていたので、小規模から行く子ども達もこども園の在り方の中で連携、交流ができるか保護者の声としてもすごくありがたく感じてスムーズに移行ができているというのも初めに言っていたので、それがどんどん議論化されていくのかなと思ったから、11月に再編という話になったので、ここで最終決定されることにどうしたら良いのだろうという思いがあります。

委員：公立は公立であるべきなのか、民間に移行しても良いのかどちらですか？

委員：こども園になるときに教育委員会で10年間議論した上でこども園に移行していったという話もされていたので、こども園になって2年ほどの時期で、アクションプログラムもでき上がってそれもまだ実行されていない状況の中、公立園が都市部からなくなっていくというのはすごく不安です。

委員：私は公立がなくなる不安は今までの10年間の糸満市の保育の在り方と共通の在り方というのを市民に浸透させていないし、モデルがハード面などというところで特化し

ていて、普通の一般市民にはよく分かっていない状況があったということだと思います。蓋を開ければ公立も民間も場所によってはカラーが出るところもあると思いますが、変わらないです。公立よりも良い民間もあるし、もしかすると劣ることもある。しかしそれは公立もそうで、全部同じですかということと園長先生によって多少変わってきますよね。そこを議論してしまったら弱点を探しているようにしか見えなくて、そうではなくて良くなるためにどう行きたいかということを決めた上でそれだったら公立だろうが民間だろうが関係なしに高水準でやっていかないといけないでしょというところを議論すべきだと思います。今不安になっているのは、変更に対してですよ。皆不安だと思いますが、その中で変更はされていくと思うので例えば行政の職員の在り方を踏まえたうえで縮小していきましようという事務局の話は理解できるし、来年無理やりやったところでクラスが閉鎖したらどうしましょうと。それこそ僕は保育を充実させていない、クラスを減らしてでも公立を突き進めるのか、民営化を延ばすのか、優先順位としてどっちなのかというのがずっとあります。そのままやるとクラスが開かないこともあるかもしれないということですよ？

委員長：今意見書の中で、2～8の教育の質の確保もちゃんとやってくださいという意見書をつけるとのことだと思います。1番目に了承したということが来ているだけで、下記のことをしっかりやってくださいよという状況で了承したことになるのかなと思っています。

委員：クラスを削ってでも公立を延ばしたほうが良いのか、やってしまった結果が西崎のこども園になってしまいましたよね。2回同じことをするのかとなったらもっと叩かれるので、検討委員会もここでしっかり意見を出していくという中で、どこかがクラス閉鎖になりますとなった時に怖いです。西崎こども園の3歳児復活は民営化ありきですよ？

事務局：少なくとも今預かれていない状態というのは異常事態でしょと、小規模との連携を公が切ってしまうと良いのかということですよ。

委員：保育士を配置できたのは米須が民営化になっていて、人員配置ができるようになって何とか復活ができます。これ以上公立を減らしてほしくないという部分が意見としてはありますが、このまま運営はできない、そしたら質の向上どころか休みも取れない、研修もできない状況は改善しないとイケないというのは私達の考えではありません。

委員：今までは公立がたくさんありましたよね。あの時はできたのになぜ今更できなくなっているのですか？

事務局：非常勤職員を確保するのが厳しい部分もあるし、園に対する応募者がものすごい勢いで増えています。7年間で1.5倍増えているので、施設を整備して増やしている部分を上回るペースで希望者が増えているという状況があって、なかなか追いついてい

ないです。

委員：公立は1か所、都市部に残すことを強く主張します。保育の現場では国が示した幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領に基づき基礎基本を踏まえて、日々、保育の実践に努めています。これは、公立・認可を受けた私立も同じです。告示ですから。ところが私立園の場合は園によって「告示」の認識と実践にかなりの差が出ているということです。保育の質の差です。今、保育の現場では、保育の質が課題です。長年告示である幼稚園教育要領と保育所保育指針を重視して実践してきた公を都市部に1つは残してほしい。困り感を抱えた親子が市の中心に多く見られるという現実からも。糸満市は沖縄県のつくったアクションプログラムを公立の幼稚園では参考にしていたと思いますが、今回、糸満市の独自性を生かしたアクションプログラムをつくると思います。公私の保育現場で質の向上に活用してほしい。

事務局：質の部分もちゃんとしなければと国も思ったから幼児教育センターをつくって、教育だけではなくて保育も含めて巡回や研修をしましょうという流れになってきているし、各市町村、糸満市も幼児教育アドバイザーを配置しましょうと子ども・子育て計画にも書いています。それに基づいて巡回指導をしていきましょうという方向に来ていると思うので、保・幼・小連携も自分が話を聞く範囲や資料を見る範囲にはなってしまいますが、少しずつ変化が見られてすり合わせが進んできていると思うので、それに合わせてここももっと糸満市としてどうするかということをして10年くらい前からやろうとしていたこと、この計画に皆さんが集まってもらってやっていこうと。その中で公立をどうするかというのが必要になってきて職員が少なくなっている中では今の職員を維持しながらじゃないとやっていけないということで、我々がヒアリングした中ではもっと働きやすい環境を望まれていることもあったから…

委員：糸満市が日本で一番子育てしやすい場所になればいいと思います。それを公立だけでやりますか、民間園でやりますかとなると厳しいので、公立と民間は手法ですよ。この人達が運営するとかそういうのは手法ですよ。なので日本一の子育てしやすいまちづくりをするために、保育教育をしっかり提供するためにはどういう在り方が良いのだろうという前提で公立の認定こども園の在り方を考えるべきで、公立を1園残すというのでも分かりますが、公立だからできるとか民間だからカラーが出やすいというのも踏まえたうえで日本は色々な保育の仕方を認めている国なので、なかなか統一を図るのは難しいのですが、いろいろな手法の中から選べるのでその中で保育をやってもいいし、糸満市は子育ての環境が良いと、保育所から地域に対してアプローチをしなければならないという中での検討委員会だと思っているので、要は子ども達にとって最高であれば良いわけですよ。公立が一つあるべきというのは、データとしてやはり重要だということで、民間園が簡単に入ってきたら困るというのは水準のためですよ。縦と横の組み合わせをしっかりと市が把握した上で、子どもたちのためにストレートにそれをつくってあげれば良いのではないのでしょうか。



委員長：方向性については了承するという空気だと思うのですが。

委員：3園を残す方向でまとめてはいますが、3園の中の1園を都市部につくってほしいという意見が出ていて、それが皆そうなのかというのは。

委員：パブリックコメントで意見が多かったのが糸満南こども園だったと思いますが、おっしゃっていたのが糸満南こども園は公私連携の方向性で、もし考えるとしたら西崎を残すと言ったのはなぜなのかなと。

事務局：西崎は今の状態で法人さんに渡すわけにはいかないので、大規模改修を入れるのでおそらく数年はかかると思います。次年度に長寿命化計画というのを予算要求していて、その中でどのような改修が必要なのか来年度チェックします。その後どのような修復工事、長寿命化を行うかというのをやって初めて引き渡せる状態になってきます。なので、今簡単に糸満南こども園は1年後という図の書き方をしていますが、実際に工事の規模の状況によっては2年くらい遅れる可能性はあるかなと認識しています。今すぐこのクラスや職員の編成をどうにかしないといけない綱渡りの状態なのに、改修が終わるまで待てるのかという話になってきます。仮に都市部で残すとしたら、我々の中では西崎を残して真壁こども園を公私連携に持っていくかという順序になります。ただ、ハード的な環境で言うと真壁も糸満南も素晴らしいので、この2園がなくなるというのはどうなのかというのはあります。我々としてはとにかく現状を早めに解決するための方法を考えているところで説明しています。

委員：5年計画であって、ところがこれもまた変わっていくわけですね。

委員：国からの補助も変わってきますので、そのときに合わせて自分たちの政策を変えないといけません。今できるのは、質を担保すると言っているのをそれをするためには集約をしないといけないという部分で目標として3園を公立で、2園を公私連携というかたちで案を出したいというところです。

委員：都市部で言ったら兼城と西崎ですね。

委員：兼城は市街地ではないので、都市部を残すとなったら糸満南と西崎になります。

委員：糸満南こども園から意見が出ていることを、この検討会は無視するかたちになりますか？

事務局：いいえ、そういう意見があったということを意見書の中に入れます。

委員：糸満南を残して西崎を公私連携というかたちはとれないのですか？

委員：在り方なので、中身に関しては色々意見があるので、それを踏まえるのですが、在り方の意見としては私達が案として出した公立を民営化に持って行って、3園公立として残したいということのを了承してもらえば、あとの中身については意見としてパブリ

ックコメントでも出ていますので、それは検討してもらおうのですが、今のまま維持してほしいという意見を出すと、どこかクラスを閉じることになっても良いのかという議論にまたなると思います。どちらの意見を出すかということになります。

委員：認定こども園になるとニーズは増えますよね。園長、副園長、主任などクラスを持たない人が法律上増えますが、認定こども園が増えるということは保育士も増やさないといけないので、堂々巡りになります。保育士が足りないと言いながら認定こども園を増やしていく、そういう矛盾も問われたらどうするのかと思います。

委員：認定こども園は長期で保育をするというメリットがあるので、そこに力を入れようというのは市の施策にあります。

委員：法人でいくつか持っている、力のあるところは糸満市にはありますか？もしあるのなら真壁は残して、喜屋武はあのみまで、行政としては手をあげる人が少ないだろうから手をあげるところに先に委託したいという考えはあるわけですね。ところがお金のあるところに喜屋武はどうですかと、そして真壁を残すことはできませんか？

事務局：実際にそのように移行した田舎の園があるのですが、利用定員を下げています。

委員：他市町村から来ないですか？

事務局：来ないです。やはり集められなくて、定員を下げないと単価が上げられないということで非常に苦しい運営をしています。

委員：人口が過疎化しているところは公が設置をしないといけないです。

委員：過疎化は公の役割でやらないといけなくて、過密化は色々な家庭があるからそこも考えないといけないです。

事務局：過密の方にはたくさん人が来るので運営ができるということで法人さんは来やすいですよ。その中で法人さんが飛び出さないように公が見ないといけないということもあるわけで、「公立」という言葉は安心感がありますよね。民が増えてくると色んなところが入ってくるのではないかと不安になるとと思いますが、市の保育園申込みを見ると、公立だけに偏って申し込んでいるわけではないので、「公立」という安心感の役割を担いながら連携という部分でも、「公私連携型」は公と連携なのだからしっかりと思いを引き継いでやってくださいという、今までできていなかった指導監督というところはしっかりとやっていかなければならないというところだと思います。

委員：行政もこう変わりますと、都市部の人口の多いところで民に委託をしようと思うと、行政の内部も組織を変更しましたと確実に質の面では支援します、というのが必要です。この在り方で見えないのは、0、1、2歳で3、4、5歳が前提ではないと思います。0、1、2歳の部分もどこかに入れていただきたいです。

事務局：今は0、1、2歳の定員の枠の話でしょうか？

委員：0、1、2歳の認定こども園の部分もありますよね。

事務局：3、4、5歳の認定こども園をやっておいて、分園で0、1、2歳をつくることはあります。

委員：0～5歳の認定こども園はどこになりますか？

事務局：兼城が0～5歳の認定こども園になります。そこが拠点になりながら公の役割として、僻地はある程度人口が少なくなるまで公の役割になっていくのかなと。

委員：人口が少なくなっていけば閉じていって一つに集約していくというのが合理的な考えで、そこで住民感情が入ってくるのでまとめきれないよねというところは分かるのですが、そうなってくるとどこかに歪みが出てくると思います。少ない人数に対して人をあてがわないといけないという歪みはあるけど、それは住民感情を理解した上で充てましよう。無駄ではないけど余計なお金はかかるわけですね。私達はそのバランスを考えながら移行に関しても保護者全員を納得させることは難しいと思います。民営化する際のメリットやデメリットもしっかり考えないといけないし、カラーが出てしまうというところはデメリットになるかもしれませんが、逆にもっと上を目指した研究など民間はできますが、公はできないですね。そういうことを考えると、最低限の標準は公立が指導監査、公私連携も含め守っていきますと。そこで民間の良さがしっかり出ていけば、本当はそっちの方が予算面も質の面でも良いはずで

委員：先ほどから保護者の方と現場の先生が話しているのは、保護者からの要望も多く、環境が恵まれていてモデルとしてはふさわしいと思う糸満南こども園を手放すというのはそれこそ先ほど人口が過密するところは小規模にしても色々な企業などが増えていくわけですね。そうなった時にたくさんいるところだからこそ市の特徴として都市部に公の園があってほしいと。本来であればこども園はこのようなかたちで子どもたちの幸せを考えてほしいというものを置けるのかなと皆さんの意見を聞きながら思ったのですが、なぜ市がそういった本当に要望されているところを手放すのかなというのが私も分かりません。

委員：私はなぜそこを市でなくてはいけないのかと言っていて、民間にそれを求めて保護者の意見も聞きながら皆で園をつくっていけば良いと思うのですが。

委員：公私連携の場合は仮に過疎地がそこをたたまないといけないとなった時に、公に戻すこともできますか？

事務局：基本的に公の所有物なので、我々は貸し出すというかたちで考えていて民がやらないとなった時には返してもらうかたちになると思います。公私連携であれば建物を返し

ていただきます。

委員：先ほど事務局から、意見が分かれているのであればその旨を表現するような話がありましたが、どのように表現しようと考えていますか？

事務局：計画の中に場所は書かないといけないので、現時点では潮平、西崎、糸満南を書いています。潮平、糸満南、真壁と書くかというところです。

委員：提案ですが、意見書の中で“3園に集約する提案に対しては同意が得られた、ただしどこにするかについては意見が分かれている”という表現はできないですか？

事務局：意見書の中でふれていくのは可能だと思います。

委員長：方向性としての3園で再編については了承すると。これまで4回の会議で説明を受けてきましたが、その中で3園の再編については特に異論はないかと思います。

事務局：計画書の中に名前は書いていますので、そこはさわらずに意見書の中で都市部に1園残すべきではないかということを書いていくということですね。

委員：意見が分かれたというのは意見として出して、政策のところでどのように検討するかというところです。

事務局：総合教育会議の中でも都市部の園を残すべきだという話は、教育委員に説明しています。総合教育会議は記録を残して公開しないといけないので今回の意見書の話も意見を残すのは有りかと思います。計画書そのものの中で何もふれないというのは無責任な部分があるので、どうかとは思いますが、都市部に残すべきという強い意見がありましたというかたちで進めていくのは可能だと思います。今後計画を推進するにあたって、この意見も踏まえて政策を判断していくようなかたちになると思います。

委員：先ほどから民に対しての視点が気になるのですが、社会福祉法人として背負っていかなければならないというのは、私達もしっかり持っています。その中で公立が優先だという感じなので、逆にこの意見書に対して社会福祉法人など他の施設としっかり連携をすることとか、皆で市の子育てをしていくんだというのを今後の民間、公立のこども園は民間としっかり連携していく、公私連携になったから行政と連携ではなくて、公立の中でも民間とどっちが上とかはなしで連携して子育てを考えていくべきだと思うので、そこも入れるといいと思います。そうすればお互いの良し悪しが見えて、相乗効果が図れるような環境をどこかに入れるべきではないかなと思いました。

委員：今のご意見については、5. 子どもへの負担を抑えた移行を目指すというところに入れられないかと私も考えていて、公私連携というのであれば職員間の研修を公私連携間でやっていけば公も民も同じような保育ができるシステムにならないかなと思います。

委員：お互いに職員を交代で回したりするのもいいと思います。

委員：糸満南こども園の方から県の職員からの出向制度を利用できないかという意見もあったので、そういうものの検討はされないのでしょうか。

事務局：制度としてできるのかというのが気になっていて、移行後に公の職員を働かせるというアイデアが県の保護者からあって、実際に県ではそういう実績があったとお話は聞いています。制度的にできるのかという話で、保護者の負担はなくなるだろうという気はします。ただ、職員に負担がかかってくるのは受け入れてもらうしかないかと思いますが、ただ役所の場合は難しく民間に公の給与持ちで職員を派遣できるのかと。

委員：出向だからということですか？

委員：やるのであれば出向ではなく、人事交流ということで法人の職員と公立の職員を交代するかたちになると思います。期間がどうなるかは分かりませんが、単純に行政の給与で法人で働くというのは多分厳しいと思います。

事務局：公の給与、税金で民の直接人件費を払うという話になると、場合によっては不公平だろうと住民訴訟を起こされる危険性もあるので、そうならないようにどうすればいいのかというのが気になるところで、細かい話にはなりますが説明会の中でできるか確認しなければならぬという話をしたのはそこらへんも制度的なことをクリアできるのかなということになっていました。ただ県が実際にやったという話をしていたので、勉強はしないといけないかなと思います。

委員：アドバイザー的に1人というのは、色々制度も考えられると思いますが、今の3歳4歳5歳のクラスの先生を半年間そこで、というのは難しいと思います。

委員：時間も長引いていますが、これだけ時間をかけたということも意味があると思います。実態からの意見とそうであろうというところの意見も色々出てきていますが、どちらも貴重な問題提起だと思います。今日は最後ですが、これから核になる教育委員会の委員が今日の会議に代理を出せなかったということに不安もあります。今まで公立を民営に委ねた時に移行期間に職員を派遣して週案の考え方や資料も引き継いだはずなのに活かされていなかったということもあったようです。現在サポーターが巡回指導しているようですが、行政もキャリアのある園長にはなかなか助言ができないという実態もあるようです。認定こども園が増加傾向にある今、皆が制度を理解し実践する良い機会です。また、意見書の具体化は行政の責任で、ぜひ実行していただくように強く要望いたします。

事務局：当然責任を持って計画を進めています。

委員：文言と言葉だけではなく、現場にも入り込んでいくべきだと思います。

委員：私はずっと幼稚園にいましたが、気になるのがこども園になって1号のお子さんたちを見てみると、出おくれ感があります。そこが問題ではないかとすごく思います。1号との教育・保育の時間は、2号も3号も全て平等で、ここが教育・保育の基本だと思います。こども園に移行して福祉面が強く出てきたので、共働き家庭や午後も保育を必要としているお子さんを園でしっかり預かってケアして1日を楽しく過ごすというところもすごく充実しているのですが、1号は家庭によってはお母さんが働かなくてもやっていけるご家庭、しかし中にはこの時期だから親子で過ごしたい、家庭で過ごしたいというお母さん方の考えもあります。そこは親業として基本ではないかなと思います。また、子育てを保育園任せになっている保護者もいるので、こども園に移行して福祉面の充実は良い方向に行っているように見えますが、基本的なところがどんどん欠落していった親の力というのが昔の親と今の親を比べると違うなと感じています。地域で子どもたちを育てていくというのは、こども園や行政と社会もやっていけないといけません、基本は家庭ですよ。その力をしっかりつけてあげないと、いつまでたっても子どもが自分の力にならない、自分がこの年齢で育っていないといけない部分が育っていない現状があります。歳を重ねるごとに苦労していくのは子ども自身です。なので民間の経営面も分かりますが、そういう1号園児の家庭のためにもやはり都心部にも公立を1か所残してほしいと思います。保護者からも都市部の私達は選ぶ権利はないのですかという声も大きいと思います。都心でも、過疎化でも市全体の保護者の方達を平等に見ていけないといけないと思います。

委員：そこでなぜ民ではいけないのかということです。今おっしゃっていることを民ではできないのでしょうか。

委員：できないとは言っていないですが、公立も都心部に一つは残してくれませんかということです。

委員：今の内容だと、それを実行するためには公がやるべきだよということですよね？公でしかできないというように聞こえてしまうのですが。

委員：公も民も関係なく保育教育をする人の質で、その人に行政が何をやるかというので、今回は担当を置いて研修をして、こういう保育をしてこういうプログラムに沿ってやっているというのを保護者に向けて公開することで保護者の不安もなくなってくると思います。ただ、今の保育体制ではそれができないので、その保育体制をつくるために集約したいということで今回の在り方計画を立てています。

委員：本来であれば公も民も一緒になって、どこの保育園が入っても糸満市の保育の運営は素晴らしいですという状況を目指していくべきですよ。

委員：結局公的な機関が力を持っている民の方たちに指導ができなくなって、そこが力を持ってしまうということもあつたりするわけです。お金のあるところもどんどん都心に集まった時に、公私連携や行政ともうまくやっているからというかたちでやっている

ときに中身が望ましくなくても親は子どもを預けているから、うちの園はとても良いですとしか言わないです。そうした時にそこに指導が行き届きにくい、しかし公的な機関だと行政から指導がどんどん来ます。ところが私的な機関になるといくつも園を持って力を持つてくると中身の指導はできますかということです。

委員：公立は残る計画にはなっていますが、おっしゃるような状況でアクションプログラムもそうですが、指導要領を読み込んで指導できる人がどれだけいるかということを今の糸満市の状況で担当の人が一人いますが、研修会を細かく行うまではやっていないので、法人さんにこうしましょうとできない状況です。やはり2～3人くらいいて、毎回研修をやって読み込んで指導するということができる人がいれば、可能だと思います。でもそういう人というのは、現場をやりながら出せるかというと厳しいと思うので現場をやる人と指導を読み込んで指導する人は分けないといけないかなと思っています。

委員：2年前に法人もみんな一緒に読み込む勉強会もしているはずですが、100%ではありません。行政に担当をおいて読みこなすという指導をしていかないといけないという認識が当然園長たちなら分かって園内研修でやっているというスタートに立たなければいけないと、どこまでですか、どこに課題がありますかというところからスタートするのなら良いのですが、行政がこれを読みこなしてこうなっているよねからスタートするとしたら現場にも行政にも責任がある、だからこどもの質のためにはということとです。

委員：市民活動支援センターなどで今、課題なのが専門家たちだけが縦のラインをつくって、横のつながりはとても弱いんです。公立と民間の食い違う話が出ていますが、ワークショップなどでやっておけば良かったのと思います。月に一度でも良いから糸満市の子どもの保育に関して公立と民間が語る会があれば、こんな事は起きないはずなんです。今後はそういう場もつくってあげればいいと思いますし、民間の先生も色々あると思いますが、皆の気持ちが糸満市の子どもの達に向かって保育を良くしようとする取り組みはこういう会議室では生まれにくいだろうと思うし、私も草刈など10数年ボランティアをやっていて民間の先生は時々来ますが、公立の先生は来ません。なので、地域とつながってるのはどちらかという民間だよと胸を張って言えますが、公立の先生方も地域の市民でもあると思うので、一緒にまちづくりの中での保育づくりという観点を持たなければならぬ。子ども達に対しても0～5歳までの話ではなく、この子達が大人になって最終的に糸満市から大人になるまでのプランを想像して仕掛けていかないといけないというのも議論が穴だらけで、何を先にやれば網羅されていくのだろうと思います。民間や公立という心配はしなくてもいいと思います。なつてからちゃんと良くなるように働きかけてあげばちゃんと良くなりますよね。なかなか助言ができないというのは分かりますが、公立もしっかり責任を持って指導監査をしてほしいです。

委員：資料2で説明会の参加者数が出ていますが、合計で107名というのは多い方ですか？何%くらいでしょうか。保護者が中心なのか、教育者が中心なのか教えてほしいです。

事務局：保護者は3回の説明会のうち合計で48名なので半分弱になります。

委員：パブリックコメントで、すぐには意見を言えなかった人たちに地域説明会をさせて、意見書の中でも保護者の不安を取り除くために、地域説明会や移行園別の説明会を行うということに関しても、例えばいつの間にか知らない間に移行になっていたということがまた繰り返されないように、意見の言いたくても言えない人や先生たちには言っても公的な場では言えない方たちもいると思います。もっと言いたいというのは現場の先生方も聞いていると思うので、その時の説明会で広報して、本当に必要な人達が聞けるような体制をパーセンテージとしては良い、これだけ関心のある方がいらっしゃるといことは、次の説明会の時もちゃんとパブリックコメントの説明をしていただけたらと思いました。

事務局：説明会をしたときにはそういう記録もとっていかないといけないと思います。ただ、パブリックコメントというのは基本的に計画をつくるときのみ行います。決まったことを不安解消するためにもう少し説明が必要ではないかという説明会で意見がありましたので、どうやって不安解消をしていくかという意味で、この部分は書かせていただいています。きちっと段階を経て説明をしていきたいと。

委員長：指導監督や地域説明会など、意見書の中に書かれていることをしっかりやってくださいということだと思います。そこをしっかりとやることで3園を再編することを証言しますということでもまとめてよろしいでしょうか。

委員：公立が3園ですよね。ただ、場所がどこかという結論も出せないかなと思います。

委員：7. 保育教諭のゆとりある就労環境の実現で、再編になるに至って保育士の処遇改善だとかそういったところのアンケートをもとにこれを改善していくために再編、集約しているかたちになっていると思いますが、今度から公立園の保育士さんの臨時教諭の任用制度が始まっていくと思いますが、そこについて公募人数をどれくらいかけてどのくらい来ているかという数字は出ていますか？

事務局：先週の金曜日までが正式な募集期間で、1月20日から2月14日ということで今朝も何件か追加で来ていましたが、そこは反映していない状況です。担任補助の教諭ですが、現状14人いて応募があったのは10名、シフト対応をするフリーの保育教諭は現状20名に対して継続の応募は18人、新規と他の職種からの変更を申請したのが3人おりまして、21人になります。これがフルタイムの状況になります。パートの保育教諭という週の日数が少ない職員がいるのですが、現状4人で継続応募は3人、短時間保育教諭が現状9人に対して継続応募が9人、プラス新規が2人というこ



とで11人、保育教諭については以上です。

委員：この人数を維持できるのであれば、再編の見直しというのもあり得ることなのかなと思ってお聞きしました。

事務局：数字だけを言いますと、現状よりもシフトを組める職員は減っていく傾向になります。更に西崎の3歳児クラスを開くので今よりも人数が増えるので実質2人足りなくなる状況です。

委員：産休、育休明けの先生もいらっしゃると思いますが。

事務局：それはどうしても変動が出るので、次年度当初で9人くらいは予定していたと思います。現状11人ですが9人くらいだったと認識しています。

委員：9名は戻ってくるということですか？

事務局：9名休みを取る予定が入っています。現状11名休んでいる状況から2人は復帰しそかなというところですが、ただ、年度途中で新規で産休をもらう職員がいるので、年度末と年度始めではどうしてもギャップが出るのはしょうがない部分です。

委員長：8年間教育委員会にいて幼稚園教育に関わっていた中で、認定こども園に変わっていく時の初めの一步はこういう議論があって非常に良かったと思います。私達の議論は意見書の中に出されていると思います。若干足りない修正部分もありますので、そこについては今後皆さんを集めてこう修正しますというのは後で事務局が送ると思いますので、委員長と事務局に任せて修正したものは後から送るというかたちで承認を頂いてもよろしいでしょうか。

委員：意見書の中で意見が分かれたというのは記録します。集約するというのに了承をいただきたいなということです。

事務局：都市部の話については強い意見があったということで書こうと思います。

委員：子ども・子育て支援制度の説明のもので大都市の展開や人口減少地域の展開というのは想定で出されていますが、今出たものはその想定内の話でそれを今公立でという話になっているのですが、基本国は社会福祉法人と一般の民間でこれはできると考えているからこういうものを出していると思います。なので、公立だからではなく民間でもできるよとすれば良いのではないですか？

委員：沖縄県の幼児教育の歴史からして幼児教育が幼稚園でというところで研修をずっと進めてきたところはあるので、県外とはかなり格差が出ていると思います。それを先輩の幼児教育者たちによってだんだん引き上げられてきた時に、また良いところを拾っていかなくてはなくて、行政の色々なものの体制の中で下に引き下げられはしないかと、幼児教育の現場の者としてはそれがとても不安です。なので、全部中央に合わせ

てやりましょうというのは、沖縄県の現状や私達のできる場所は他県とは違うところがあるというところを中央に合わせていくという方向ではなくて、前向きに沖縄県、糸満市の子育てはこうしたいですという方向で進めていけたら、これから次の時代を担う子どもたちのためになっていくのかなと思います。

委員：これだけ厳しい意見がある中で、そこを吸い上げてどこかで伝えることはできますか？

事務局：この意見書の中でということですか？

委員：市民の意見に単なる説明ではないかというようなものもありましたよね。ここで出された厳しい意見も意見書の中にも入れて、ちゃんと言えるといいと思います。

事務局：意見書はこの案ですよ？

委員：意見が分かれたという内容の中に地域説明会や個別の意見を出して話し合いをした結果、意見が分かれたという書き方をすれば良いのではないのでしょうか。

事務局：分かりました。

委員長：5回に渡る議論ですが、ご協力ありがとうございました。事務局にお返しします。

事務局：今度の予定については、意見書の修正等を行って事務局と委員長で練り上げて各委員に確認ということで送りますので、その際是对応をよろしくお願いします。

事務局：本日の会議の議事は全て終了になります。これを持ちまして令和元年度第5回糸満市立認定こども園在り方検討委員会を終了いたします。

### 3. 閉会